

第6号様式

随意契約について

公表年月日	令和8年7月1日
担 当 課	健康推進課 健診担当室

契約業者名・住所	千葉県国民健康保険団体連合会 理事長 小泉 一成 千葉県千葉市稲毛区天王台6丁目4番3号
工事等の名称	令和8年度特定健康診査・後期高齢者健康診査及び特定保健指導等データ管理業務委託
工事等の場所	松戸市が指定するところ
種 別	業務委託
工事等期間	令和8年4月1日から令和9年3月31日まで
契約金額	(1) 特定健康診査データ管理手数料 1件当たり 65円 (2) 特定健康指導データ管理手数料 1件当たり 65円 (3) 特定健診当システム管理手数料 1人当たり月額5円 (4) 後期高齢者健康診査データ管理手数料 1件当たり 65円
工事等の概要	特定健康診査・後期高齢者健康診査及び特定保健指導等に関する電磁的方法により作成された記録の管理に関する業務。
随意契約の理由	千葉県国民健康保険団体連合会は、国民健康保険法第83条第1項「保険者は、共同してその目的を達成するため、国民健康保険団体連合会を設立することができる」、及び第84条第3項「都道府県の区域を区域とする連合会に、その区域内の三分の二以上の保険者が加入したときは、当該区域内のその他の保険者は、すべて当該連合会の会員となる」の規定により設立された公法人で、松戸市は当該連合会の会員となっております。 また、千葉県国民健康保険団体連合会が運用する特定健康診査等管理システムはレセプトデータを反映しており、データに基づいた効果的な保健事業の推進を図ることができることから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号「その性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき」を適用して随意契約とし、見積徴収の相手方としては、松戸市財務規則第138条第1項第1号「契約の目的又は性質により契約の相手方が特定されるとき」を適用し、千葉県国民健康保険団体連合会を選定するものです。